

## 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の維持を求める意見書

昨年3月11日に発生した巨大地震と大津波、原発事故は、余りにも多くの犠牲者と避難者を生み、地震発生からまもなく1年が過ぎようとしている今もその傷跡や悲しみは消えることなく、現在も多くの人々が将来への展望を見いだせないまま過酷な避難生活を余儀なくされています。

そうした中、国や地方自治体の職員は自らも被災し親族を亡くした方々も大震災発生直後から懸命の救援活動にあたり、燃料確保や様々なインフラ復旧、物流の復活、医療活動などを通じて被災者の生命を支えています。

今回の大震災でも、阪神淡路大震災、中越地震、岩手宮城内陸地震、数々の豪雨同様、国、自治体が平時や緊急時において、それぞれが果たすべき責任と役割について適切に分担されることの重要性が明らかになりました。

例えば国土交通省の地方整備局では、平時は国と地方自治体との役割分担の中で、全国を視野において生命と生活の安全・安心と農業・工業を支え、生産、物流等の経済活動を寸断させないため、全国の事務所でも全国統一の基準に基づき直轄国道や直轄河川・ダム、海岸等、港、空港の整備・維持管理、危機管理対応訓練等を行っていますが、今回の大地震の場合は、素早く被災地までの輸送ルートを開通し、全国の地方整備局から被災した地方自治体に直接に連絡要員、技術支援要員、通信機器、各種災害対策車両等を大量に派遣すると共に、仮設事務所をはじめとした様々な支援物資の搬入や設置等を行う等大震災からの復旧とその後の復興の仕事を進めています。同じ国土交通省の出先機関である運輸局（独立行政法人を含む）、地方測量部、気象台等も地方整備局同様にそれぞれの行政分野で全国から被災地に技術支援、情報の発信、職員の動員を行っています。国土交通省がこのような国土整備・危機管理対応ができるのは、国土交通大臣の直接指揮の下に本省、地方出先機関、事務所・出張所、独立行政法人が一体となって政策・立案・実施・情報共有ができる組織だからと言えます。

しかしながら、政府は今の通常国会において、国の出先機関を原則廃止し今後結成されるという広域地方組織に移譲するという法案を提出しようとしています。併せて住民の安全・安心を守るために頑張っている全国の市町村に対し、広域地方組織に移譲した場合の財源問題や危機管理対応について一遍の説明や意見を求めることもなく提出しようとしていることは極めて重大であると言わざるを得ません。

国の出先機関の廃止は、地域において国が果たすべき責任と役割を後退させ、復興対策を強力に推進するうえでも、否定的な影響をもたらすと言わざるを得ません。

よって、国におかれては、国民の安全・安心な暮らしを実現するため、特に次の2点について強く要望します。

### 記

1. 防災対策など住民の安心・安全を確保するために、必要な国の出先機関・独立行政法人の体制・機能の維持を図ること。
2. 国土交通省各出先機関をはじめ、国の出先機関の廃止又は地方移譲については、拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット・デメリット、財源問題、広域的危機管理対応などの情報を事前に開示し、全国の市町村を含めて十分な議論を経た後に結論を出すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成24年3月27日

福島県伊達市議会議員 吉田 一 政

内閣総理大臣 野田 佳彦 様  
国土交通大臣 前田 武志 様  
福島県知事 佐藤 雄平 様